

建退共制度（掛金納付について）

《掛金の納付方法》

建退共制度における掛金の納付は、共済証紙を購入し共済手帳に貼付・消印する証紙貼付方式とあらかじめペイジーまたは口座振替により退職金ポイントを購入し、電子申請により掛金を充当する電子申請方式の2通りがあります。

この制度は、公共・民間工事を問わず、現場で働く人を雇ったときは、すべて適用していただくことになっていますので、公共工事を受注したときではなく、民間工事のときも共済証紙・退職金ポイントを必要に応じて随時購入してください。

なお、掛金は全額事業主が負担するものであり、給与天引き等一部でも労働者には負担させることはできません。

《掛金納付の基準》

1日労働時間が8時間を超えたときは、超えた部分につき8時間単位として1日分を加算し、それが深夜作業で翌日に4時間を超えて繰り込んだときは、8時間なくても1日分を加算して納付してください。休日や欠勤日は納付できませんが、有給休暇や事業主の都合による休業日の場合には納付してください。

《共済証紙・退職金ポイントの購入額》

共済証紙・退職金ポイントを購入する額は、工事に従事する被共済者の延べ就労日数に対応する額となっています。

《電子申請方式利用の方》証紙の管理が不要になり手続きが簡単になります！

- ・電子申請方式では、月に一度共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、あらかじめ購入いただいた退職金ポイントから掛金を納付します。

《証紙貼付方式利用の方》

- ・建設業の事業主が退職金共済契約を結んで共済契約者となり、その事業主が雇用している労働者の働いた日数に応じて掛金を納付（事業主全額負担）します。

【お問合せ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共山形県支部
〒990-0024 山形市あさひ町18-25
TEL023-632-8364 FAX023-624-7391